

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和2年度 歯科口腔健診受診券等封入封緘業務（1件当たりの単価）
- 2 目 的 令和2年度の歯科口腔健診の実施にあたり、被保険者に受診券を送付するため
- 3 業務内容

項 目	仕 様 等
歯科口腔健診受診券等の封入封緘及び搬入作業	<p>①封入物は、受診券（企画：$9\frac{3}{10}$"\times11$\frac{1}{2}$"、上質紙90kg、1枚、ミシン目付）・実施医療機関一覧表（規格：A4サイズ、上質紙55kg、5枚）・チラシ（A4サイズ、マットコート紙70kg、1枚）とし、封筒は、別紙の内容のものを引き渡すため、使用すること。</p> <p>その他一部については、訪問健診チラシ、訪問健診に係る同意書、受診案内を広域連合で追加封入する。</p> <p>②作業は5月、7月及び8月の3回行うものとし、それぞれの作業における件数は概ね</p> <p>5月分：60,700件、7月分：3,700件、8月分：9,100件とする</p> <p>③受診券は、巻三つ折りにして封入する。実施医療機関一覧表・訪問健診に係る同意書・チラシ・訪問健診チラシは三つ折り済み。</p> <p>④封緘する。ただし、一部については、封緘は不要とする</p> <p>⑤100件ごとの分包とする</p> <p>⑥完成品は、当広域連合の検認を受けたものから随時県内各市町村へ搬入すること</p> <p>ただし、一部については、広域連合へ搬入すること</p>

4 業務スケジュール（予定）

- (1) 5月分は、5月8日から13日の間に封入封緘を実施し、その後順次県内各市町村へ搬入する。搬入期限は5月15日とする。
- (2) 7月分は、7月10日から15日の間に封入封緘を実施し、その後順次県内各市町村へ搬入する。搬入期限は7月17日とする。
- (3) 8月分は、8月7日から13日の間に封入封緘を実施し、その後順次県内各市町村へ搬入する。搬入期限は8月17日とする。

5 その他

- (1) 業務を実施するための個人情報の取扱いについては、関係諸法令並びに別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること